

新型コロナウイルス感染症  
第20回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年6月30日

1 開 会

2 議 題

- (1) 緊急事態宣言解除以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務等の考え方について（修正）
- (2) 子ども未来部所管施設の7月以降の運営等について【子ども未来部】
  - ・児童館等、学童クラブ、放課後子ども教室
  - ・保育園

3 閉 会

## 緊急事態宣言解除以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 区業務等の考え方について

### 1 現状の捉え方

新型コロナウイルス感染症への対応として、これまで区では、施設やイベントの休止など、業務継続計画を踏まえた取り組みを開始してきたところである。その後、4月7日に発令された国の緊急事態宣言を踏まえた取り組み等により、5月14日には一部の県で緊急事態宣言が解除され、5月の大型連休以降は東京都内の新規陽性者数も減少し、5月25日に緊急事態宣言が解除された。しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、対策を緩めた途端、一気に感染が広がっていくリスクがあることから、引き続き警戒を怠らず対応を続ける一方で、現時点においては、徐々に通常の区民生活の回復を進めていくことへの検討段階にあると捉え、以下のとおり、当面の区の対応方針を示す。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大については、先行きが不透明な部分も多いことから、予期せぬ感染拡大の第二波の傾向が確認された場合は、この限りとせず、柔軟かつ早急に対策を講じる。

### 2 基本的な考え方

6月より、東京都においても「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」のSTEP 2に移行するとの想定において、必要な対策等は継続しつつ、概ね6月18日(木)までは試行的な緩和にとどめ、状況を踏まえながら6月19日(金)からは、さらに一步踏み込んだ運営等を可とするも、少なくとも7月9日(木)までは、一定の対策を継続する取り扱いとする。その後は「新しい日常」を踏まえ、3密回避の観点から、現行の基準の見直しを含め検討を行うこととするが、区民の生活に大きな影響を及ぼす制限は、代替措置の確保などの対策も併せて検討し、実行していく。

### 3 引き続き感染症拡大防止策として、緊急事態宣言解除後以降少なくとも7月9日(木)までは継続して行う取り組み

#### (1) 全般的な体制・環境等について

- ・室内の換気の徹底（冷房運転を行っている場合においても1時間に2回以上の換気を行う）
- ・区民の来庁を控えてもらうための電話、郵送、ファックス、Eメール等による受付等の推奨
- ・新しい生活様式の考えに基づくマスクの取り扱い・・・ただし、熱中症対策の観点から、他者とのソーシャルディスタンス等を考慮したうえで、適宜マスクを外すことができるものとする。
- ・来庁者に対する手指消毒の勧奨
- ・窓口における飛散防止フィルムの設置
- ・参加者の参集の必要性が高くない場合における書面による会議の開催
- ・テレビ会議やインターネット環境等を活用した打ち合わせの実施

(2) 区民に対する呼び掛けについて

- ・日常生活の中での「新しい日常」への心がけについての周知。
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの実施のお願い。
- ・外出時のマスクの着用をお願い。
- ・発熱や風邪症状がある方への外出自粛のお願い。
- ・他県への不要不急の移動自粛のお願い（6月18日まで）

(3) 職員体制

- ・通勤時の3密（密閉・密集・密接）を回避するための、時差勤務の継続
- ・職員の事故欠勤の取り扱いについては、当分の間継続する。しかし、在宅勤務については、妊娠中の女性職員（一定の条件あり）を除き5月末迄で終了とする。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みや、区民生活維持のため緊急な対策や業務量が増加する所属への応援については、引き続き柔軟且つ早急に行うこととする。

4 区施設における原則5月末までの取り扱いについて

～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容 STEP 1 に相当～

- ・6月からの再開に備えた準備を行う期間とし、不特定多数の方が参加する集会の開催や施設の貸し出しは原則行わない。

5 区施設における原則6月1日（月）～6月18日（木）の取り扱いについて

～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容 STEP 2 に相当～

<区が主体となって実施する事業、施設の運営等について>

- ・イベント等について、屋内では、参加者は100人以下かつ収容定員の半分以下とし、屋外では参加者は200人以下とする。
- ・参加者は、マスクの着用を原則とし、立って行動する場合に他者との間隔を2m確保し、着席の際には人と人との間に一人分のスペースを確保する。
- ・入口等にアルコール消毒液等を備え、参加者・利用者に対し手指消毒の勧奨を行う。
- ・発熱や風邪症状等の体調不良がみられる方については、参加をご遠慮いただく。可能であれば、非接触型体温計等により、一人ひとりに対し検温を行う。
- ・他者との適正な間隔が確保できない事態が生じる場合は、参加・利用の人数を制限する。また、多くの参加・利用が見込まれる場合については、密集・密接を避けるため予約制等とする。
- ・参加者の水分補給は可とするが、食事（軽食・お茶菓子等を含む）は不可とする。【★1】
- ・カラオケ等大きな声での歌唱や口を使って奏でる笛等の楽器の演奏については禁止とする。【★2】
- ・麻雀、将棋、囲碁等といった他者との距離を保つことが困難な取り組みは不可とする。【★3】

＜区施設を民間団体等に貸し出す場合の取り扱いについて＞

- ・「区が実施する事業等」に準じた運用を要請し、感染症防止策が講じられていないことが明らかな場合には、利用の自粛を要請する。
- ・利用自粛によるキャンセルに対しては、使用料を全額還付する。

6 区施設における原則6月19日（金）～7月9日（木）の取り扱いについて  
～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」  
における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容STEP3（7月9日以前）に  
相当～

- ・イベント等について、屋内では、参加者は1,000人以下かつ収容定員の半分以下とし、屋外では参加者は1,000人以下とする。
- ・その他については、項目5における取り扱いを継続する。

7 区施設における原則7月10日（金）以降の取り扱いについて  
～東京都公表「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」  
における外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容STEP3（7月10日以降）  
に相当～

- ・イベント等について、屋内では、参加者は5,000人以下かつ収容定員の半分以下とし、屋外では参加者は5,000人以下とする。
- ・その他については、項目5における取扱いを継続する。ただし、【★3】の取り扱いについては、以下の通り改める。
- ・【★3改】囲碁、将棋、麻雀等については、マスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえでの利用を可とする。
- ・【★1】【★2】の取り扱いについては、東京都の方針や近隣区の取り扱い等を踏まえ、引き続き緩和を検討する。

8 その他概ね7月迄を目安に対応を検討する諸課題

- (1) 区窓口等における3密（密閉、密集、密接）回避等の取り組みについて  
十分な待合スペースがなく、マスクを着用せずに来庁する方が多い等の課題  
や来庁者との接触を抑制すること等への対応策について、今後検討を行う。

（以下、例）

- ・事前予約制度の導入（予約を取らずに来庁された方については、電話・郵送等による対応を説明）
- ・携帯電話での連絡先を入手し、対応可能な時間での再度の来庁を促す。
- ・区役所中庭や屋上等を活用した臨時待合場所の設置
- ・キャッシュレスシステムの導入推進

- (2) 施設利用人数の制限

「新しい日常」を踏まえ、不特定多数が利用する施設等については、利用定員数を見直す。



[ホーム](#) > [子育て・教育](#) > [放課後子ども総合プラン \(わくわく☆ひろば\)](#) > 【6月26日】7月の児童館等・学童クラブ・放課後子ども教室の対応について

掲載開始日：2020年3月26日

最終更新日：2020年6月26日

## 7月の児童館等・学童クラブ・放課後子ども教室の対応について

### 学童クラブの運営 (6月26日更新)

区では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、学童クラブ登室の自粛をお願いしてきました。この間、ご協力いただきました保護者のみなさまへ、改めて感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言が解除されて以降、東京都においても社会経済活動が段階的に再開され、6月19日には施設への休業要請が全面的に解除されました。

こうした状況を踏まえ、**登室自粛のお願いは6月30日まで**とし、7月1日以降の対応については下記のとおりといたします。

学童クラブは、密閉・密集・密接の3密を完全に防ぐことは難しい事業ですが、感染拡大の第2波への警戒が必要になるなかで、引き続き感染予防に取り組んでまいりますので、保護者のみなさまには、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

今後の感染状況や国・東京都の動向により、下記の対応に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

[7月1日以降の学童クラブの対応について\(お知らせ\) \(PDF: 79KB\)](#)

### 学童クラブ特例利用(4-6特例)・学童クラブ待機児童特例、やむを得ない事情による預かりが必要な場合の児童の預かりについて

#### ▼ 学童クラブ特例利用(4-6特例)

- 通常通り、受け入れを行います。

#### ▼ 学童クラブ待機児童特例

- 通常通り、受け入れを行います。

#### ▼ やむを得ない事情による預かりが必要な場合の児童の預かり

- わくわく☆ひろば再開後は「やむを得ない事情による預かり」は終了といたします。
- 王子第一小学校のお子さんについては、豊島児童館における小学生利用の一部再開に合わせ「やむを得ない事情による預かり」は終了といたします。

### 保護者のみなさまへのお願い

- ・発熱、風邪症状があるときは利用できません。
- ・学童クラブ等では、マスクを着用してください。
- ・通常の育成内容と異なり、活動を制限しての育成となることをご了承ください。

### 学童クラブの育成料の取り扱いについて

- 7月分の育成料からは日割り計算は行わず、通常のとおりといたします。

※ 5月・6月分の育成料については、欠席日数に応じて日割り計算を行い、精算いたします。  
詳細は、利用の学童クラブを通じてお知らせいたします。

### 育児休業中の方の復職期限について

育児休業中の方の復職期限を8月1日（土曜日）まで延長いたします。変更される方は休室届を利用する学童クラブへご提出ください。また、復職予定日の延長を希望される方は、予め利用する学童クラブにご連絡ください。

※復職後、勤務証明書を速やかに利用する学童クラブにご提出ください。

### 就職予定の方の採用期限について

採用期限について、新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、採用が先延ばしになっている場合、7月31日（金曜日）まで延長いたします。

### 放課後子ども教室（一般登録）の運営（6月26日更新）

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、わくわく☆ひろば（放課後子ども教室）を休止しておりましたが、7月1日（水曜日）以降、準備が整ったところから再開いたします。

詳細は「[わくわく☆ひろば（放課後子ども教室）再開のお知らせ](#)」をご覧ください。

### 児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）の運営（6月26日更新）

北区の児童館・子どもセンターにつきましては、6月15日（月曜日）から乳幼児親子の方を対象として一部の利用を再開してきたところです。

7月1日（水曜日）からは、小学生、中学生、高校生世代の利用を一部再開いたします。当面の間、事業・イベント等は実施せず、自由来館の利用のみとします。

なお、乳幼児親子の方の利用も引き続き実施いたします。

詳細は「[北区立児童館・子どもセンター・ティーンズセンターの7月以降の運営について](#)」をご覧ください。

- 子育てセンター館で実施している「子育て相談」については、電話相談を実施しています。ご利用の方は、相談専用電話へご連絡ください。

### 子ども家庭支援センター(6月26日更新)

- 子育て相談・虐待相談、子ども発達支援センターさくらんぼ園発達相談室における個別相談および安心ママババヘルパー事業、ファミリー・サポート・センター事業、はびママひよこ面接等の受付業務は実施しています。尚、はびママひよこ面接の詳細については「[はびママひよこ面接一部再開について](#)」をご覧ください。
- 「あそびのひろば」および利用者支援事業「子育てナビ」は、6月15日(月曜日)から部分再開いたしました。詳しくは「[あそびのひろば](#)」をご覧ください。

そのほか、現在、休止中の事業は下記のとおりです。

#### ファミリー・サポート・センター事業の登録説明会

ファミリー会員登録説明会は休止しております。お急ぎの方は、可能な限り個別に対応させていただきますのでファミリー・サポート・センター事務局（03-3912-1909）までご相談ください。今後の実施については改めてお知らせいたします。

#### 関連リンク

- [児童館・子どもセンター一覧](#)
- [放課後子ども総合プラン『わくわく☆ひろば』](#)
- [子育て相談](#)

#### お問い合わせ

所属課室：教育委員会事務局子ども未来部子どもわくわく課  
東京都北区滝野川2-52-10（旧滝野川中学校）北区役所滝野川分庁舎1階1番  
電話番号：03-3908-9361

所属課室：教育委員会事務局子ども未来部子ども家庭支援センター  
東京都北区王子6-7-3 旧清至中学校（東門）

電話番号 : 03-3914-9565

---

東京都北区 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 電話番号 : 03-3908-1111

Copyright © Kita City. All Rights Reserved.



[ホーム](#) > [子育て・教育](#) > [児童館・子どもセンター](#) > 北区立児童館・子どもセンター・ティーンズセンターの7月以降の運営について

掲載開始日：2020年6月26日

最終更新日：2020年6月26日

## 北区立児童館・子どもセンター・ティーンズセンターの7月以降の運営について

北区の児童館・子どもセンターにつきましては、6月15日（月曜日）から乳幼児親子の方を対象として一部の利用を再開してきたところです。

7月1日（水曜日）からは、小学生、中学生、高校生世代の利用を一部再開いたします。当面の間、事業・イベント等は実施せず、自由来館の利用のみとします。

なお、乳幼児親子の方の利用も引き続き実施いたします。

小・中・高校生世代の利用の再開にあたり、通常よりも大幅に縮小した運営となりますが、ご利用のみなさまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### ■ 小・中・高校生世代の一部利用開始日

- 令和2年7月1日（水曜日）

### ■ 利用時間

- 小学生は下校後から午後5時30分までです。
- 中高生はおおよそ午後3時以降の2時間程度です。

※各児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）によって異なりますので、事前にホームページをご覧ください。

### ■ 利用人数

- 児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）ごとに利用人数を制限いたします。
- 先着順の自由来館とするため、利用時間の短縮、また、入館をお待ちいただく場合があります。

### ■ 児童館のご利用にあたって

- ご自宅で検温をしてからのご利用をお願いします。
- 咳や発熱などの症状がある場合は利用をご遠慮ください。

### ▼ 来館時

- 受付で入館票（健康チェック票）の記入をお願いします。その際検温にご協力ください。
- 消毒液を備え付けております。手指消毒、または石鹸による手洗いをお願いします。
- マスクの着用をお願いします。

[【乳幼児親子用】入館票\(健康チェック票\) \(PDF: 173KB\)](#)

[【小学生用】入館票\(健康チェック票\) \(PDF: 35KB\)](#)

[【中高生用】入館票\(健康チェック票\) \(PDF: 60KB\)](#)

### ▼ 施設利用時

- 定期的に施設の消毒、複数方向からの換気を行います。
- 網戸がない施設もあるため虫刺され等にご注意ください。
- 食事、おやつは食べられません。冷水機は使用を中止しています。
- 水分補給のため水筒やペットボトルをご持参ください。

### ▼ 利用時間イメージ



利用時間は施設によって異なります。詳しくは各児童館、子どもセンター、ティーンズセンターのホームページをご覧ください。

◆利用時間の一例

	乳幼児	小学生	中高生世代
午 前	10:00～正午	×	×
午 後	14:00～16:00	下校後～17:30	16:00～17:30
		※ 土曜日は14:00～17:30	

※ 電話対応は、午前9時30分から午後5時30分まで行っています。

赤羽地区

- [赤羽児童館](#)
- [赤羽西児童館](#)
- [赤羽北児童館](#)
- [桐ヶ丘児童館](#)
- [西が丘児童館](#)
- [袋児童館](#)
- [浮間子ども・ティーンズセンター](#)
- [神谷子どもセンター](#)
- [志茂子ども交流館](#)

王子地区

- [豊島児童館](#)
- [豊島東児童館](#)
- [王子東児童館](#)
- [東十条東児童館](#)
- [八幡山子どもセンター](#)
- [十条台子どもセンター](#)

滝野川地区

- [滝野川東児童館](#)
- [柴町子どもセンター](#)
- [滝野川北児童館](#) (閉館)
- [滝野川西児童館](#)
- [西ヶ原子どもセンター](#)
- [東田端児童室](#)
- [田端児童館](#)

お問い合わせ

所属課室：教育委員会事務局子ども未来部子どもわくわく課

東京都北区滝野川2-52-10 (旧滝野川中学校) 北区役所滝野川分庁舎1階1番  
電話番号 : 03-3908-9361

---

東京都北区 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 電話番号 : 03-3908-1111

Copyright © Kita City. All Rights Reserved.



[ホーム](#) > [子育て・教育](#) > [放課後子ども総合プラン\(わくわく☆ひろば\)](#) > わくわく☆ひろば(放課後子ども教室)再開のお知らせ

掲載開始日: 2020年6月26日

最終更新日: 2020年6月26日

## わくわく☆ひろば(放課後子ども教室)再開のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、わくわく☆ひろば(放課後子ども教室)を休止しておりましたが、7月1日(水曜日)以降、準備が整ったところから再開いたします。

現在、再開に向けて準備を進めているところですが、**わくわく☆ひろばは、子ども同士やスタッフ、職員との距離が近く、密閉・密集・密接の状態を完全に防ぐことは難しい事業です。**緊急事態宣言は解除されましたが、第2波への懸念もあるため感染症対策を徹底し、各小学校と連携して実施いたします。

わくわく☆ひろばによって運営方法は異なりますので、詳細はおたよりやホームページをご覧ください。お問い合わせください。

また、**わくわく☆ひろば、ならびに学校の通常授業の再開に伴い「やむを得ない事情による預かり」は終了**といたします。

なお、今後の感染状況や国・東京都の動向により、下記の対応に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

### ■再開日

- 令和2年7月1日(水曜日)以降、準備が整ったところから順次再開します。

### ■登録について

- ご利用には保護者の来室による事前の登録が必要です。
- 令和2年度の登録がお済みでない方は事前に登録をお願いいたします。詳細は各わくわく☆ひろばにお問い合わせください。

### ■利用できる方

- わくわく☆ひろばに登録している児童

### ■ご利用にあたって

#### ▼ 活動場所、内容の制限について

- わくわく☆ひろばの感染症拡大予防策は徹底してまいりますが、ご利用については各ご家庭でご検討ください。
- 雨天時、暑さ指数(WBGT)が3.1℃を超えた時、また急な雨などで、参加人数が活動場所の定員を超えた場合は活動の途中で中止する場合があります。その際は終了予定時刻(午後5時)までわくわく☆ひろばに残ることはできません。お子さまと参加の仕方について相談の上、ご利用ください。
- 放課後ルーム等活動場所が混雑する場合は、活動場所の入室人数の制限をする場合があります。また、その際は低学年を優先して受け入れます。
- 学習タイムは状況により実施できないことがあります。
- 校庭遊びについては、最終学年の下校後からしか遊ばません。また、遊具についても使用できない場合があります。
- 学校、わくわく☆ひろばの施設工事や点検のため、活動場所が確保できない場合、わくわく☆ひろば(放課後子ども教室)を休止することがあります。
- 当面の間、イベントや事業は行わず、自由遊びのみ実施します。

#### ▼ 感染症対策について

- 登室時の検温にご協力ください。発熱、体調不良がみられるときは利用できません。手洗い、うがいなどの声掛け、室内の換気、掃除、消毒など感染症対策に取り組んでいます。ご家庭でも手洗い・うがいをしっかりして感染予防をお願いします。
- マスクの着用をお願いします。また、熱中症予防のため外遊び等でマスクを外す場合があります。はずした際に保管するチャック付きビニール袋等をご用意ください。

▼ 持ち物について

- 必ずハンカチ・タオルを携帯するようお願いします。(こまめな手洗いの声掛けをします。)
- 持ち物にはすべて記名をお願いします。マスク、マスクを保管するチャック付きビニール袋やハンカチなど、再度の確認をお願いします。

お問い合わせ

所属課室：教育委員会事務局子ども未来部子どもわくわく課  
東京都北区滝野川2-52-10 (旧滝野川中学校) 北区役所滝野川分庁舎1階1番  
電話番号：03-3908-9361

---

東京都北区 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 電話番号：03-3908-1111

Copyright © Kita City. All Rights Reserved.

令和2年6月22日

保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部  
保育課長 土屋修二

### 7月1日以降の保育園の対応について（お知らせ）

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

区では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、登園の自粛をお願いしてきました。この間、ご協力いただきました保護者のみなさまへ、改めて感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言が解除されて以降、東京都においても社会経済活動が段階的に再開され、6月19日には施設への休業要請が全面的に解除されました。

こうした状況を踏まえ、登園自粛のお願いは6月30日までとし、7月1日以降の対応については下記のとおりといたします。

保育園は、密閉・密集・密接の3密を完全に防ぐことは難しい施設ですが、感染拡大の第2波への警戒が必要になるなかで、引き続き感染予防に取り組んでまいりますので、保護者のみなさまには、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

今後の感染状況や国・東京都の動向により、下記の対応に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

#### 記

#### 1 保育料の取り扱いについて

7月分の保育料からは日割り計算は行わず、通常のとおりとします。

#### 2 登園にあたってのお願い

- ① 送迎時、保護者の方はマスクの着用をお願いいたします。また、児童にマスクを着用させて登園した場合でも、お昼寝や外遊びの際など、窒息や熱中症、脱水症状等のリスクが高まる場合には、マスクを外して保育します。
- ② 児童及び保護者の方は、必ず検温をしてください。発熱時（解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでを含む）の登園・送迎は自粛してください。
- ③ 混雑時間帯を避けた送迎に、可能な範囲でご協力ください。
- ④ 新たに保育園に入園される児童や転園される児童は、慣れ保育が必要です。保育園での生活に慣れるまで実際にお預かりする時間よりも短い時間での保育を行い、徐々に長くしていきます。詳しくは各保育園と相談してください。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に罹患・濃厚接触者と特定された場合は、保育園にご連絡ください。

### 3 月に1日も登園がなかった場合の取り扱いについて

7月以降は、月に1日も登園をしなかった場合、保育の必要性がない方とみなし、退園となります。

### 4 4～6月入所者の取り扱いについて

- ① 育児休業中の方の職場復帰期限を令和2年8月1日（土曜日）まで延長いたします。令和2年8月20日（木曜日）までに「職場復帰証明書」をご提出ください。
- ② 採用予定の方の採用期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連して採用が先延ばしになっている場合、令和2年7月31日（金曜日）まで延長いたします。令和2年8月20日（木曜日）までに「保育所等利用申請書」、「勤務証明書（令和2年7月31日（金曜日）までに採用されたもの）」をご提出ください。

#### 【お問合せ先】

区立保育園に関すること	保育課保育運営係	03-3908-9127
私立保育園に関すること	保育課私立保育園係	03-3908-1333
入園や保育料に関すること	保育課入園相談係	03-3908-9129